

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「太陽と水とみどり」豊かに美しくすむまち河内再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県稲敷郡河内町

3. 地域再生計画の区域

茨城県稲敷郡河内町の全域

4. 地域再生計画の目標

河内町は、茨城県の中央部南端に位置し、人口11,436人（平成17年4月1日現在）、面積44.32平方キロメートルで、町の南側を利根川が、町の北側を新利根川が流れ町内に広がる水田地帯と縦横に走る水路、点在する集落が美しい景観を形成している。平均海拔は3.5mで、ほとんど起伏のない平坦な地形であり、県内でも有数の優良な水田地帯で、特にコシヒカリの作付けが盛んで、かわちのお米としてブランド化を推進しているところである。町内を流れる無数の水路は数十年前までは水質も良く、雑魚と遊ぶ子供たちや釣りを楽しむ人たちがよく見かけられたものである。

しかし、生活様式が変わるにしたがって、未処理の生活雑排水は自然の浄化能力を遙かに超えた水量・水質で水路などに流入し、水辺は憩いの場とはいえない状況となってきたものである。

生活排水等処理するために昭和63年度からは町の西部で流域関連公共下水道事業を、平成4年度からは合併浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成15年度末の汚水処理人口普及率は24%にまで達したものの、依然低迷している状況である。

このため、汚水処理施設整備を一層促進することにより、昔のような子供が遊べる美しい水辺の再生を図るとともに、水稻栽培に不可欠な水の浄

化を推進する。また、町の基幹産業である農業を生かし、田植えや稲刈りなどの農作業体験学習を開催することにより、都市部との交流および農村地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 24% から 28% に向上)

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

公共下水道は平成 11 年 12 月に認可を受けており、生板地区の集中的な管路の整備を行い、このほか補完的に浄化槽 (個人設置型) の整備を行う。また、全域を対象として、稲刈りなどの農作業体験学習などのイベントを開催する。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・ いずれも河内町

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、合併浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 河内町生板地区
- ・ 浄化槽 河内町のうち、公共下水道認可区域を除く全域

[事業期間]

| | |
|---------------|------------------|
| 公共下水道 | 平成 17 年度 ~ 21 年度 |
| 浄化槽 (個人設置型) | 平成 17 年度 ~ 21 年度 |

[整備量]

- | | | |
|-----------------|-------|---------|
| ・ 公共下水道 | 200 | 3,000 m |
| ・ 浄化槽 (個人設置型) | 5 人槽 | 20 基 |
| | 7 人槽 | 20 基 |
| | 10 人槽 | 5 基 |

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 生板地区で 500 人、浄化槽 全域で 240 人

[事業費]

| | |
|------------|------------|
| 公共下水道 | 500,000千円 |
| (うち、国費) | 250,000千円) |
| 浄化槽(個人設置型) | 30,000千円 |
| (うち、国費) | 10,000千円) |
| 合計 | 530,000千円 |
| (うち、国費) | 260,000千円) |

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み
該当無し

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み
町が出資する株式会社ふるさとかわち(第三セクター)で田植えや
稲刈り等の農作業体験イベントを開催する。

・田植え 年1回 約300人

・稲刈り 年1回 約300人

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、町、議会、町民等で構成する「河内町下水道運営審議会」で、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同審議会において把握し、必要に応じて町に対して適切な措置をとるよう提言する。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「茨城県汚水処理施設整備構想」（都道府県構想）に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。